

議案第 80 号

すみだ福祉保健センターの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

平成 27 年 11 月 27 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだ福祉保健センターの指定管理者の指定について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、すみだ福祉保健センターの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
すみだ福祉保健センター	東京都墨田区向島三丁目 3 6 番 7 号 社会福祉法人墨田区社会福祉事業団 理事長 高野 祐次	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

すみだ福祉保健センターの指定管理者を指定する必要がある。